

戦争をしない国の 新たな生活保障への道

— 国民的最低限・必要充足・
ジェンダー平等と社会保障運動 —

2023-6-8 岡崎祐司（佛教大学）

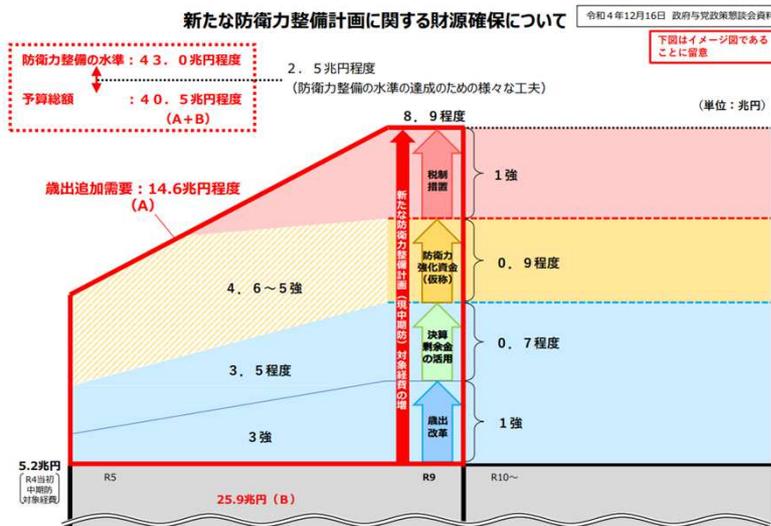
1. 未曾有の軍拡！ 「新しい戦前型資本主義」 ではないのか



(1) 戦争する国家／戦争に備える体制

- ①2022-12-16 「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」＝安保三文書の閣議決定
- ②「専守防衛」「自衛のための必要相当な限度の実力部隊」
→自ら唱えてきた戦力の解釈をかなぐり捨てる、9条無視の姿勢
※2001-11：小泉首相「自衛隊に戦力があると思うのは一般国民の考えだ」
- ③国際法違反の「先制攻撃」「敵地攻撃」
- ④軍事費（防衛費）をGDP（国内総生産）の2％に
一岸田首相「予算措置を講ずる」
※年末、公邸（旧官邸）で忘年会！＋軽すぎる記念写真！

④ 2023年度～2027年度の**軍事費43兆5千億円**「防衛力整備事業」 この額は確定ではない、2027年度以降増加しない根拠もない



(2) 財政・経済・社会の軍事化

①「防衛力整備計画」—スダンド・オフ防衛能力、統合防空ミサイル防衛能力、「持続性・強靱性」

→戦争をする、日本が戦場になることを前提に、米軍と一体となった戦争できる体制づくりのいっそうの強化

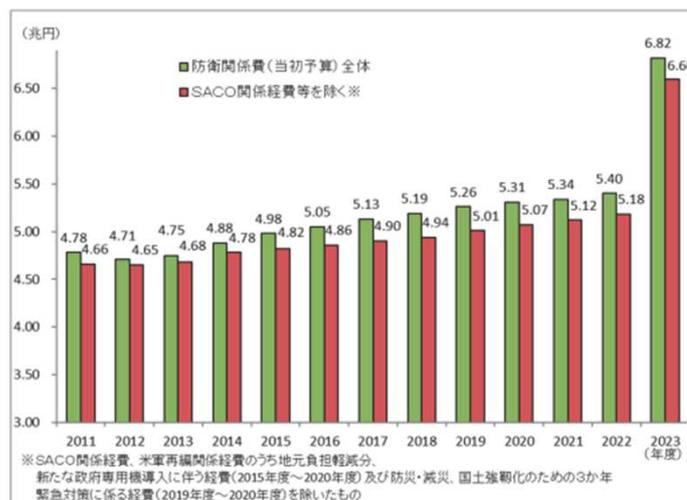
②米国からの兵器お買い上げ予約—2028年度以降の後年度負担16兆5千億円、実際は60兆円に膨らむ。

「東京新聞 TOKYO Web」2022-12-31

第二次安倍政権、FMS（米国の対外有償軍事援助）

③ 国内の「軍事産業育成・基盤強化法」

図表 1 防衛関係費（当初予算）の推移



(引用) 奥野匡史「2023年度防衛予算関係費の概要」(『立法と調査』第453号、2023年2月、参議院調査室)より

(単位：億円)

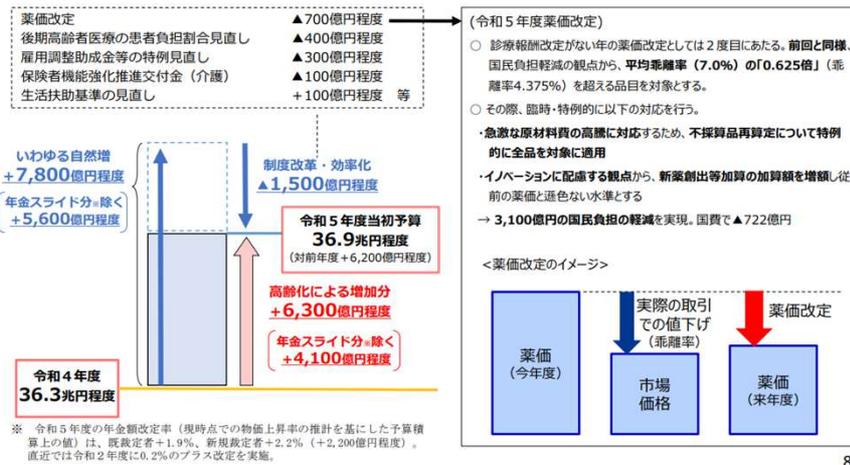
歳出	4年度予算(当初)	5年度予算	増減
一般歳出	673,746	727,317	+53,571
社会保障関係費	362,735	368,889	+6,154
社会保障関係費以外	261,011	308,428	+47,417
うち防衛関係費(下記繰入れ除く)	53,687	67,880	+14,192
うち防衛力強化資金(仮称)繰入れ ※財源確保法(仮称)により創設予定	-	33,806	+33,806
新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費	50,000	40,000	▲10,000
ウクライナ情勢経済緊急対応予備費	-	10,000	+10,000
地方交付税交付金等	158,825	163,992	+5,166
国債費	243,393	252,503	+9,111
計	1,075,964	1,143,812	+67,848

歳入	4年度予算(当初)	5年度予算	増減
税収	652,350	694,400	+42,050
その他収入	54,354	93,182	+38,828
うち防衛力強化のための対応	-	45,919	+45,919
うち財源確保法(仮称)によるもの	-	14,750	+14,750
公債金	369,260	356,230	▲13,030
4条公債(建設公債)	62,510	65,580	+3,070
特例公債(赤字公債)	306,750	290,650	▲16,100
計	1,075,964	1,143,812	+67,848

財務省「令和5年度予算のポイント」

令和5年度社会保障関係費の全体像

○ 令和5年度の社会保障関係費は、前年度(36.3兆円)から+6,200億円の36.9兆円。経済・物価動向等を踏まえつつ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめる方針を達成(年金スライド分を除く高齢化による増は+4,100億円程度、年金スライド分の増は+2,200億円程度)。



8

財務省「令和5年度予算のポイント」

(3) 軍事費のため財政民主主義を無視、脱法

①14兆円の追加歳出をどう確保するのか

○一般会計の「決算剰余金」の流用（財政法上は公債・借入金の償還に充てなければならない）

○復興特別所得税の税率1%引き下げ+1%の付加税

②防衛力強化財源確保特別措置法-「防衛力強化資金」=軍事費を賄うための財布、事実上の特別会計ではないか、聖域

1) 特別会計からの流用-外為特会、財政投融特会

2) 国立病院機構・地域医療機能推進機構の積立金等の「国庫返納」

3) 大手町の国有地売却

財政学の基本テキスト佐藤進『財政学入門』 に学ぶ 古典的予算原則

(1)明確性：①公開、②明瞭、③厳密、④統一、⑤完全性

(2)拘束（限定性）：①事前決定、②会計年度独立（単年度主義）、③超過支出禁止、④流用禁止、

⑤ノン・アフェクタシオン（特定経費とのひも付きで収入を設定すべきではない）

(3)健全性：①収支均衡、②経済性

※これらの修正：①国家任務の拡大・多角化、②公企業の増大、③財政収支の国民経済における重要性の増大、④行政の裁量権拡大を求めるフィスカルポリシー →現代の予算原則

佐藤進、関・口浩『新版財政学入門』同文館出版、2019年

佐藤進『財政学入門』が指摘する 特別会計の問題点

「特別会計は戦前にも数多く存在し、明治22年（1889年）にはすでに33を数えたが…」 「戦争の都度、臨時軍事費特別会計がつくられた。」

「一般会計を上回る規模の特別会計、そして政府関係機関の存在は、前述のように予算の統一性の原則から問題がある。また完全性の原則（総計主義原則）からみて問題の多い会計処理を行っている特別会計・政府関係機関も目に付いた。国際的にみて、日本ほど多様な特別会計をもつところはない。」

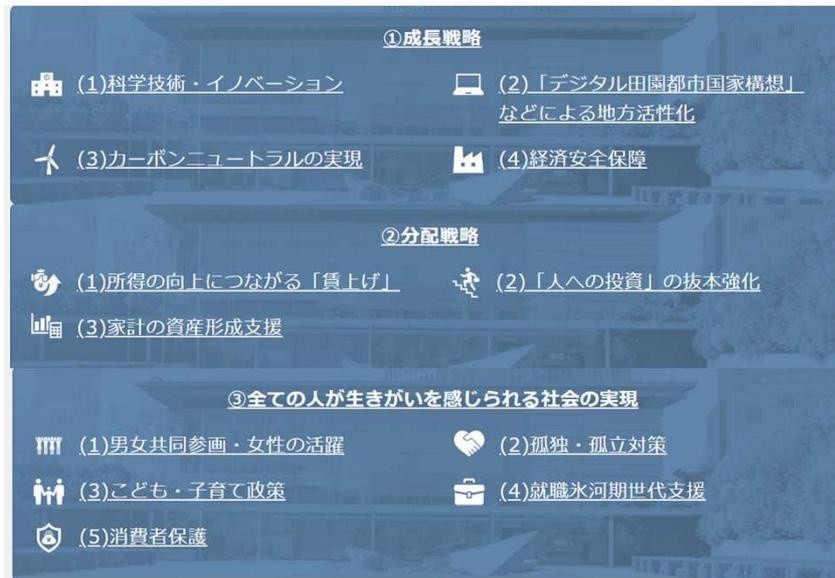
「特別会計は一般会計よりも、運用がより弾力的であり、（中略）一般歳出への厳しい単年度シーリングを通り抜けるためにシーリングの対象外であった特別会計に歳出要求の一部を振り返るなどしていた。」

→佐藤は官僚主義に起因する問題点としているが、「防衛力強化資金」＝軍事費確保の特会もどきが、軍事優先の政治に主導され、財政民主主義に反する問題点を満載していることは明らかではないか。

佐藤進、関口浩『新版財政学入門』同文館出版、2019年（81-86）

2. 悪循環の「新しい資本主義」 から、脱貧困・脱生活困難の政策 へ

岸田内閣の基本政策「新しい資本主義」－成長と分配の好循環



岸田政権の「新しい資本主義」成長と分配の好循環をつくっているのか？

○どこから始めるのか？→大企業・大金融機関の利益確保・活動の支援と自由優先…新自由主義政策そのもの。

○新自由主義改革の強行で「成長できない国」になった、「労働問題、賃金問題、生活困難を深刻化した」→反省がないため、政策の範囲やテーマが狭く一面的で、好循環は生まれない

○新自由主義改革の見直し…を言わざるを得なかった背景

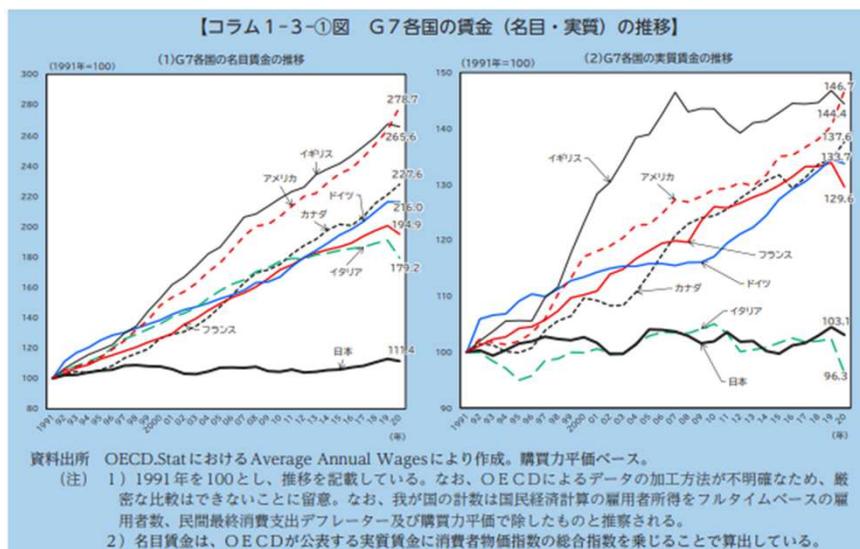
貧困、労働破壊、生活困難、地域衰退

×いまやっている改革・法改正は、＜強権と暴走の悪循環＞

→岸田政権は日本をどこに持っていかようとしているのか？

新自由主義改革の20数年一不平等拡大改革がもたらした困難からの脱却

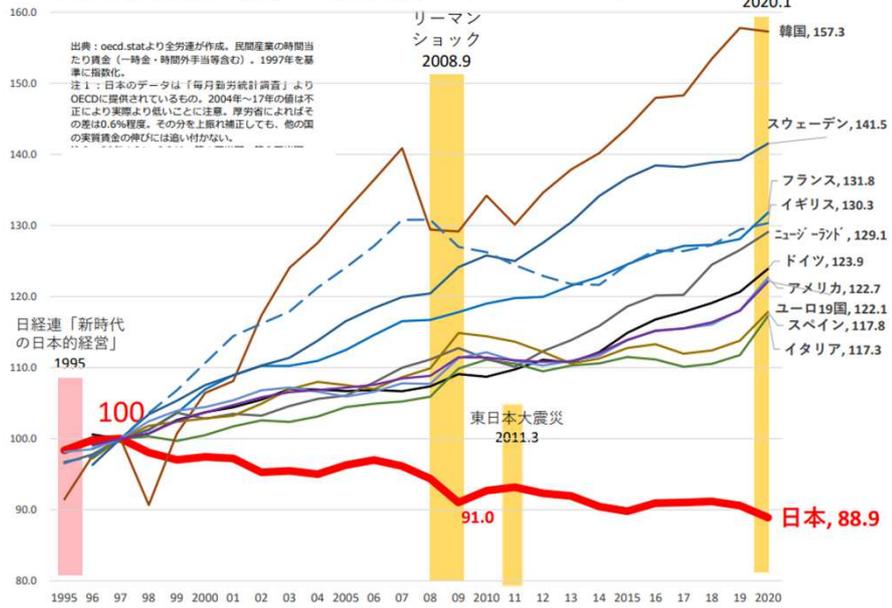
- (A) 貧困・生活困難、排除・孤立からの脱却
- (B) ジェンダー不平等・男性主たる稼ぎ手＋女性家計補助の賃金と会社主義（企業社会）型社会保障制度からの脱却
- (C) 自己責任型の社会サービス利用（サービス消費）＋利用者への一部経費補助からの脱却
- (D) 操作される対象としての私・行動変容を押し付けられる個人からの脱却
- (E) 働く場のコスト削減・人員削減、公共分野や社会サービスへの営利主義強制からの脱却



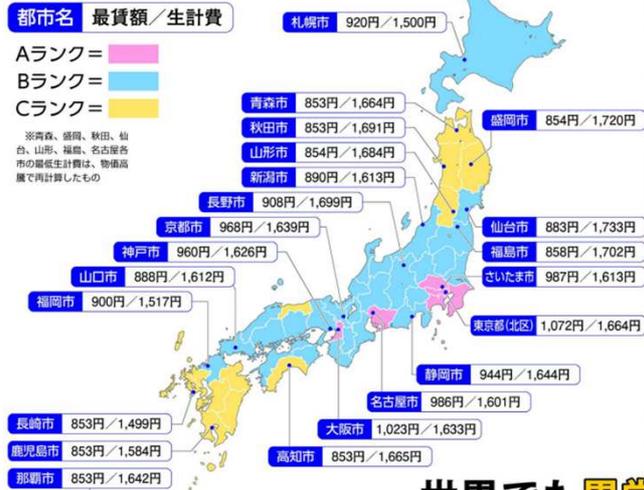
新自由主義改革が壊したもの…普通に働けば安定した生活をおく
ること・普通のライフサイクルを歩むことができる社会の仕組み

22国民春闘総決起集会基調報告
全労連・黒澤幸一氏の資料 (2022.1.26)

実質賃金指数の推移の国際比較 (1997年 = 100)



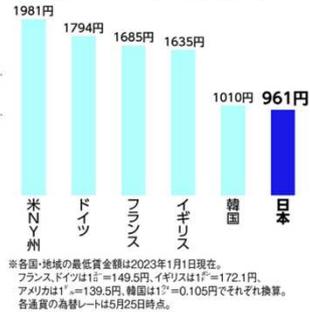
最低賃金と最低生計費 全労連まとめ



地域間格差 **219円**



最低賃金 各国・地域との比較



世界でも異常
全国一律

「しんぶん赤旗」2023年5月31日

22国民春闘総決起集会
基調報告
全労連・黒澤幸一氏の
資料（2022.1.26）

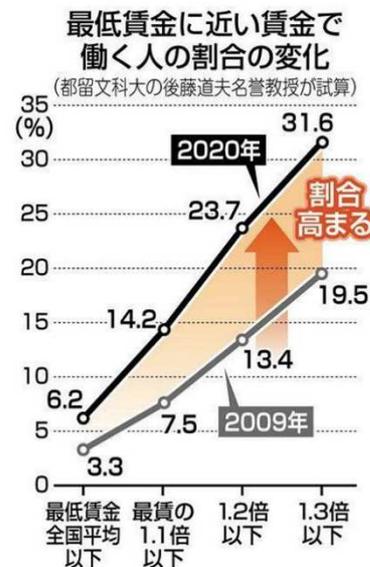
最低賃金近傍の 労働者 10年で倍増

最賃×1.1倍以下

7.5 → 14.2%

■ 非正規や低賃金正社員に追い打ち

最低賃金（最賃）に近い低賃金で働く人の割合が最近10年ほどで倍増していることが、賃金に詳しい都留文科大の後藤道夫名誉教授の試算で分かった。最賃の全国平均の1.1倍以下で働く人の割合は2020年に14.2%となり、09年の7.5%から急伸した。非正規労働者や低賃金の正社員が増えたのが要因の1つで、コロナ禍が脆弱な雇用構造に追い打ちを掛けている。（山田晃史）
東京新聞 2021.9.18



あらゆる階層の最低生活保障を構築する

★国民的最低限（ナショナル・ミニマム）の意義

「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法25条）

「サイテー」の生活ではない。標準的な生活ができる賃金をベースに、賃金構造をつくる。

- 最低賃金：全国一律、まずは1500円→勤労者の賃上げ
- 失業・半失業時の生活保障
- 生活困窮者の最低生活保障
- 年金給付水準の見直し

全国一律最賃1500円が必要 中澤秀一氏（静岡県立大学短期大学部）の研究

【どこでも最賃1500円が必要な理由】 福祉国家構想研究会ブログ（2018）

○マーケット・バスケット方式（全物量積み上げ方式）の調査では、「ふつうの暮らし」を実現する費用に地域ごとの差はそれほどない。一人暮らしの若者の「ふつうの暮らし」＝月額約22万～24万円。地域別（大都市、地方）の差は大きくない。

○月額約22万～24万円を、現在の最低賃金で稼ごうとすれば、週休1日で働いても毎日3～4時間残業。過労死ラインを超える。



「生活できる賃金」を土台にした 最低賃金と職種別賃金制度の制定

- 大企業一下請け・出入り業者への正当な価格による支払
- 自治体の公契約条例—自治体の発注する仕事、正当な賃金を従業員に払うことを条件にする
- 医療職・福祉職・教育職など各領域の**職種別賃金の制定**
- 中小企業、医療法人、社会福祉法人などには、社会保険料の労使折半負担分の軽減—政府による負担、従業員への賃金にあてさせる。家族手当、住宅手当は各企業から社会保障制度化する
- 労働者の社会保険料負担を軽減する—標準報酬月額の見直し、上限の見直し

リビング・ウェイジの実現—最低賃金とその職種別賃金の確立

〇〇職種別賃金 制定

〇〇職種別賃金 制定

全国一律最低賃金・引き上げ

最低賃金の引き上げ地域活性化大運動のための「社会的な賃金闘争」（全労連）

① 最低賃金引き上げの運動

- ・全国一律最低賃金制度の実現をめざす最低賃金法改正のたたかい（最低賃金アクションプラン）
- ・水準を引き上げ、直ちに1000円以上を実現し、将来の目標として1500円以上をめざす。
- ・地域間格差をなくす。

② 公契約適正化の取り組み

- ・地域経済に大きな影響を持つ公務・公共サービス。「安かろう、悪かろう」ではなく、住民の安心・安全、いのちを守り、そこで働く人たちに適正な労働条件を確保するために、公契約条例を制定し、地域経済を元気にして、人口流出を止める。

③ 公務員賃金の引き上げと適正化

- ・一般的な社会基準とされる公務員賃金（正規・非正規労働者とも）を引き上げることで、民間労働者の賃金引き上げにいい循環をもたらし、引き上げられた賃金が消費に回ることで、地域経済を活性化させる。

3. 財界都合の社会保障改革から、生活者起点の社会保障改革へ

企業社会（会社主義）型社会保障制度の機能不全 1

○職域別の医療保険＋年金保険＋企業の福利厚生

▷男性＝主たる稼ぎ手＋女性労働は家計補助→日本の国際競争力の基盤だった。「企業戦士」「単身赴任」…男性中心の生き残り競争を支える家庭生活、それを補強する社会保障給付

○保育・ケアの公共化・普遍主義の遅れ－女性のケアの補完・代替

○しかし90年代半ばごろから、グローバル競争の激化・労働者向けコスト削減、非正規雇用・雇用に依らない労働など不安定就業者の増大

○財界からの社会保障費負担軽減の強い要求→改革の動機

※新自由主義改革で強化された「自己責任型生活様式」＝自立不可能、生活問題に脆弱、孤立しやすい、ニーズを潜在化しやすい

企業社会（会社主義）型社会保障制度の機能不全2

○社会保障制度内の格差・不平等（給付格差、負担格差、専業主婦の受給権の従属的扱い、単親家庭への薄い給付など）

○雇用の不安定化・労働破壊が進行、家族の縮小傾向、単身増加

しかし企業社会型社会保障は維持一小さなリスクで滑落する勤労者

○そもそも「国民的最低限」「生活保障」「社会参加の保障」を目的に各制度が設計されていない。＜自己責任補完型の給付＞

○貧困と生活困難から脱却できない、ジェンダー不平等

○誤った社会保険共助論—財政の行き詰まりを加入者の社会保険料引き上げで肩代わりさせる

※社会保険財政は、労働者の拠出（保険料）＋資本負担＋国家負担の3者拠出が基本。社会保険共助論はまちがい。工藤恒夫『資本制社会保障の一般理論』新日本出版社、2003年

「全世代型社会保障」に展望はあるか

▷「雇用のあり方に中立的な社会保険」「勤労者皆保険」

→社会保険＝共助論に基づき、加入者を拡大・全勤労者を捕捉

→保険財政への保険料納付者を増やす

▷「マイナンバー制度を含め、デジタル技術の積極的な活用を図ることによって、働く人一人ひとりの就労状況や所得を公平かつ正確に把握できる環境整備が重要である」

▶給付水準の保障と重い社会保険料負担の軽減策が示されていない。

▶必ず捕捉し共助＝負担の枠に入れる。

○社会保険財政三者拠出に立ち、国家・資本と勤労者の公平公正な応能負担を行うべき。

「全世代型社会保障」が決して問わない課題

- ▷「社会保障を皆で支える仕組みを構築し…」「負担能力に応じて、全ての世代で、公平に支え合う仕組みを早急に強化する」「給付と負担のバランスを確保」
- ▶負担の主体を狭めている—国家、大企業、富裕層などの経済主体が欠落、→社会保障制度のおかげで労働者を活用できている。負担責任がある。
- ▶応能負担は基本。公平は世代間に適用されるのではなく、各経済主体に適用すべき（世代内に格差・貧困と不平等があるのが実態）
- ▶高負担を容認すれば、給付できるという保険原理。社会保障の目的の欠落
- ▶国家財政の構造を問うべき—消費税の基幹税化、防衛費増大
- 勤労者家計の生活水準・支出における租税・社会保険料負担→貧困の要因。高い自己負担とともに、これを解消する必要性。

全世代の脱貧困・脱生活困難 —社会保障基本法案を手掛かりに共通する要求や原則を運動のなかで共有する

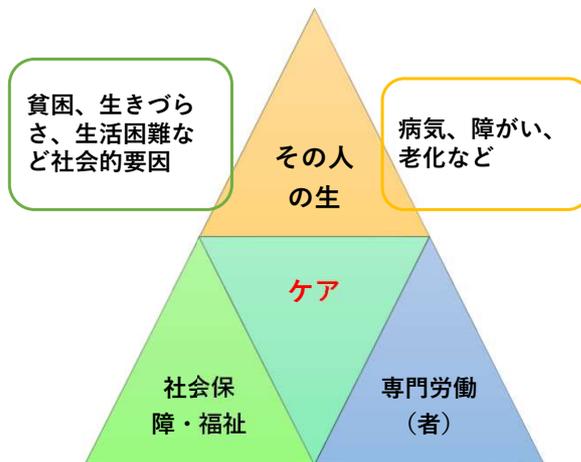
日本国憲法

社会保障基本法（案）

社会保障・社会福祉の各法



全ての人の「生（生きる）」基盤となる社会サービス（保健・医療、福祉・保育、教育）



社会サービス、社会的ケアの重要性

○成長、病気、障がい、老化…人間の「生」の自然的側面にかかわる

○弱さ・しんどさ、生きづらさ、問題…人間の「生」を統一的にとらえ、「弱さ」に着目し、生活過程や社会関係、様々な人間らしい活動に寄り添う・支える

※家族によるケアと専門職ケア

○貧困・生活困難を解決する＝制度＋専門労働者の働き

ジェンダー平等を可能にする 専門的ケアの社会的保障のありかた

×子育て、介護、家事は女性が担うもの、その延長線上に「社会化」された保育や介護、生活援助がある？→誤り

- ①ケアを必要とする人（当事者）の人権と発達の保障
- ②もし社会的保障がなければ、ケアを過重に担っていたい家族員の人権と発達の保障（労働や就学、社会参加を含め）
- ③生活困難や問題性がある場合には対応する、専門職の役割の承認
- ④（女性が担うとされた）家族ケアを単に外部に移しただけではなく、ケアを質的に転換・発展させる（専門性・共同性・当事者の変化）、⇒家族ケアの変化・転換＝男女共に担う・余裕をもつ・専門的視点に学び見直す、個を尊重した家族関係

ジェンダー平等を可能にする 専門的ケアの社会的保障のありかた

⑤ケア専門職と当事者&家族の信頼関係・コミュニケーションの性質→公共的なもの、権利性、共同性、発達、必要充足に基づく。

※金銭を媒介にした<提供者-消費者関係>では機能しない。

⑥社会的ケアサービスを提供する経営主体の社会的使命・公共性の担保と、ケア専門職の社会的位置づけ。

※市場化・営利主義（出資者への配当）→目的のズレ・不一致

⑦ケア専門職の労働条件、専門的裁量の保障（国家責任）

⑧現物給付として社会的に保障する必要がある。

家族一男女共に社会参加し・働き・就学する基礎条件

社会サービス（社会的ケア）保障政策で 制度的に確立すべきこと

○「必要充足」：尊厳ある生、人間発達、文化的な最低限度の生活を実現するのに必要な給付・サービス・働きかけが制度的に充足される

○「普遍主義」：経済的能力、性別、国籍、地域によって差別されず提供される（無差別平等）

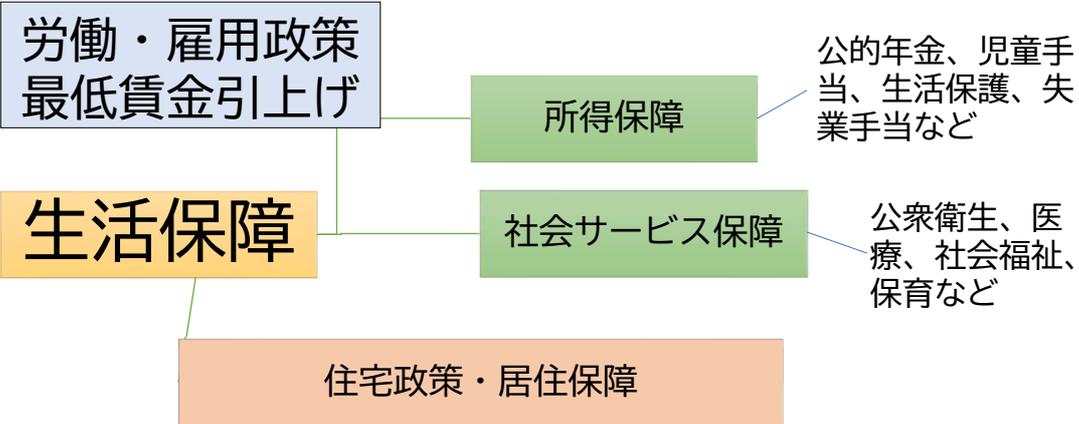
※無償・低負担：人を排除しない、必要な人がアクセスできるシステムとしての基本

○地域の「相談体制」：抱える困難さの社会的性格と解決の道筋をつける。問題の潜在化を防ぐ、アウトリーチ。

☆相談体制を担う専門職の配置の公的基準の引き上げ・財政の確立

○住民・市民のケア的關係と共同活動の発展

社会保障＋労働・雇用政策＋住宅政策＋環境
…→ < 生活保障政策 >へ



4. 少子化対策？一問われていること
はなにか

若年世代と連帯した生活保障改革の提起

☆働き方・生き方の多様性を前提に、全ての人の生活と社会参加を保障するーそのための社会保障＋社会政策

☆そのために国民的最低限、必要充足、普遍主義を制度上確立する必要がある。

☆ジェンダー平等の視点から生活を支える社会制度を充実

☆「生活賃金＋社会保障給付＋社会政策給付」でくらす生活様式（福祉国家型生活様式）／賃金依存度を下げ公共を再生する

☆安定した見通しのある生活基盤の整備→国民経済の回復

☆国家財政のありかたを軍縮・福祉優先型に転換する

→排除、差別、暴力の克服／平等の再建、やり直しのできる社会

少子化対策？－問われているのは、ジェンダー不平等の日本社会そのもの

①出生率の低下は構造的問題。政策・制度と日本社会の`体質、が問われている。

②妊娠・出産・子育ての前提となる<労働>と<生活>、その後の見通しに大問題がある。

③さらにその前提の「結婚」（法律婚）に至るまでに問題がある。

④「不安」がベースにあって、一定の条件があるカップルが妊娠・出産に踏み切ることができる。それでも不安。

⑤子どもの教育・生活・将来→お金がかかりすぎる生活

⑥離婚・単親家庭など多様な子育て家庭を前提に制度や社会システムが機能していない。

労働者・生活者の不安解消・見通しづくりのための社会改革1

A：労働問題の解決→不安定が当然の働き方から、安定・平等・安心の働き方を実現する。

▶低賃金構造、賃金の男女不平等、長時間労働、超過密労働・過重労働、健康破壊、不安定就労の拡大、キャリア（採用・昇進・研修など）の性差別、職場のハラスメント、生活を無視した転勤・出張、不利な配置転換、解雇、失業、転職…

○働く場への労働法の規制力の強化、職場外の問題解決機関

○経営者・管理職（男性多い）の意識・態度改革

再教育の義務化と社会的評価。とくにジェンダー平等とケア

労働者・生活者の不安解消・見通しづくりのための社会改革2

B：初任給の引き上げ・生活できる賃金、労働時間の短縮

C：転職・失業が可能になる生活保障給付

D：住宅政策の転換＝自己責任型から社会的補助・供給型へ

E：お金のかからない妊娠・出産・子育ての制度整備－児童手当は社会保障制度（社会手当）の一環

F：家族生活、家事・ケアなど－主に女性が担う前提の徹底的な洗い出しと見直し。女性が担っている二重苦・三重苦←社会教育や家族（男性）支援のシステム。

G：普遍主義に基づく、条件なき保育所入所

H：地域や市民社会における妊娠・出産・子育ての共同の発展

労働者・生活者の不安解消・見通しづくりのための社会改革3

I：教育にかかる経費の負担軽減、初等・中等・高等教育の無償化（無償化とは条件付き、制限付きではない）

J：やり直しができるシステム、就労支援・職業教育（男女）

K：多様な家族・家庭を前提にした制度・システム（特定の家族像を前提にした制度・システムをやめる）、とくにワン・ペアレント・ファミリーの生活保障は重要

L：男性が自己変革できるかージェンダー平等は男性の課題。日本近代以降、歴史的に形成され、支配層から期待されてきた男性像・役割と家族観を問い直す。特に帝国主義、戦争との関係、新自由主義的生き残り競争との関係。

少子化対策？ー補足

①子どもを産むことを有利にするという政策ではなく、普通に働き暮らし続けることができるのか・小さなリスクで生活が崩れるののではないか＝労働と生活の不安（←実態・問題状況のj反映）を解消する全ての人を対象にした生活保障政策を拡充させることが基本。

②子どもを産まない・産んでいない人（カップル）を追いこむような政策発想は絶対にダメ。特定家族の絶対化や賛美はダメ。

③子ども～若者が抱える貧困、介護問題、生活困難、孤立、将来不安を政策レベルで解決する&個別援助システム（寄り添う支援、ケア的關係、共同の経験づくり…）、そのための専門職整備

④ことは、日本社会を覆っている価値観やその基盤になっているシステムを変革するかどうかにかかっているー×生き残り型競争、権力迎合、効率・営利主義ファースト、労働者向けコスト削減、公共の解体と市場化、ジェンダー不平等、夫婦同姓強制、同性婚を認めない、軍事大国化と戦争する国づくり…×→これらとは真逆の「社会づくり」に進む

5. 健康保険証廃止・マイナンバーカード強制が許されない理由

障がいのある人への医療受給権侵害



「しんぶん赤旗」2023-6-5

健康保険証廃止、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の経過

▼河野太郎デジタル相、2022-10-12記者会見

「マイナンバーカードと健康保険証の一体化を前倒しするために2024年度秋に現在の健康保険証の廃止を目指す」

▼「骨太の方針2022」：オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023年4月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す（→診療報酬）。2024年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す。

☆注には「加入者から申請があれば保険証は交付される。」と記載。

▼中医協、2022.8.3と10→療養担当規則改定（9.5）、施行日2023.4.1

▼医療受給を保障する責任を負う政府が、10割負担の無保険者を大量につくる。今後の数は予測できない。障がい、認知機能低下など「弱者」を排除。

岸田校長が押し付ける、岸田版「ブラック校則」！？

DXは万能ではない、多面的評価が必要

▼デジタル化の欠陥→システム、インターフェイスなどの標準化＝画一性・統一規格に、人の能力や仕事を適合させる面がある
⇒適応力がない人・適合しない業務は排除されやすい

▼カスタマイズー顧客に応じた仕様？、認められた範囲内+追加経費負担で可能

▼社会制度に全面導入→個人に応じたカスタマイズはできない

▼いったん導入したシステムはコスト・労力の点で、簡単に取り換えることができない。固定化・硬直性と独占支配。

★デジタル化の利便性はALLではないことを前提に、施策を進めなければならない。さまざまな配慮を重ね、検証の必要性。

デジタルデバイド対策 Digital Divide デジタル範囲内と範囲外の保障が必要

▼官邸HP：「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進め、高齢者、障害者等をはじめとした誰もがデジタルを活用できる社会を実現することが重要です。このため、デジタル機器やサービスに不慣れな方へのきめ細かなサポート等の必要性に関する国民の理解を深め、意識の啓発を図るため、…きめ細かなサポート等を行う意欲のある方を募集し、幅広く、横断的に「デジタル推進委員」に任命しており、2023年1月末時点で23,000人を超えています。障害者ICTサポート総合推進事業では、障害者に対するデジタル機器の操作支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣などの取組等を支援しています。

▼デジタル庁HP：Q12 障害などを理由にマイナンバーカード・マイナポータルの利用に困難を抱えている人にはどう対応すればよいですか。

A12 障害者に対する支援においては、様々な障害の種類・程度に応じ、可能な範囲で利用方法を教えて頂くなど、柔軟な対応（デジタル機器・サービスの利用方法を教えるなど）をお願いします。→「岸田さん、河野さん、障がい者の権利条約を勉強したことあるの？」

医療保険証を併用できるようにしなければなら ない根拠は、岸田首相自身が言っている

「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」
高齢者、障害者等をはじめとした誰もがデジタルを活用できる社会を実現する



☆マイナンバーカードでの保険証資格確認で、取り残こされている多くの人を生ま出している以上、デジタル化の範囲内ではなく、健康保険証を使用できるようにすることが絶対に必要。

6. デジタル監視社会の危険と市民の運動

デジタル監視社会→デジタルファシズムへの道を歩む権力者の発想

- (1) 強制ではなく、選択・同意・自己決定をもとに個人データ集約のシステムに個人を導く。 ※選択・同意せざるを得ない「錯覚同意」の仕掛けをつくる。
 - (2) 市民にとっての現実的必要性ではなく、今後の可能性を試すために実験的実装を行う一例：顔認証、利便性を理由に。
 - (3) 個人の過去も含む情報を集約し紐づけ、特定の観点から評価を下す「プロファイリング」=個人像を設定する。
 - (4) ビックデータBDに基づき、権力的観点から判断し速度を上げて改革したい
 - (5) BDと個人のプロファイリングを活用し、個人の行動変容を効果的に行う。
- ※個人への判定を行い有利・不利をつくる（なまけた人への医療費負担増など）
- (6) あらゆる事象は計測できるという錯覚／計測できない事象・ある事象の計測不可能な面への分析は落とす。 ※「現実」に関する想像力や分析的思考力の発達が不可欠

マイナンバーカード→ポータルサイト

- マイナンバーカードは「マイナポータル」（紐付けサイト）を利用するためのツールの面をもつ。
- 「マイナポータル」は個人と政府が「契約書」を取り交わすのではなく、個人の「利用規約」の同意。自から申込み、利用規約に同意した形。
- 唯一悉皆の個人番号で、その人のさまざまな情報・履歴を把握できる可能性をつくる
- 唯一悉皆の個人番号=マイナンバーカードを身分証明書にする
- 市民にとっては1枚でのカードで身分証明になる、あらゆる資格を確認されることの危険性の方が高い。
- 政府「マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に！」

こんな報道も

政府、マイナンバー「全口座ひも付け」義務化検討 来年の法改正目指す

毎日新聞（web） 2020/5/31 20:37（最終更新 5/29 11:15）有料記事

<https://mainichi.jp/articles/20200531/k00/00m/040/139000c?s=03>

「社会保障と税の共通番号（マイナンバー）制度について、政府は国民が開設する全ての預貯金口座情報とのひも付け（連結）を義務化する検討に入った。…来年の通常国会でマイナンバー法を含む共通番号制度関連法の改正を目指す。

実現すれば、政府は国民の資産状況を正確に把握することが可能となり、必要に応じて給付などに活用するほか、徴税の強化を図る方針だ。一方、国民への監視が強まり、プライバシー権の侵害を懸念する反発も予想されるため、改正作業は世論の動向を見極めながら慎重に進めていく。」

医療DX-マイナンバーとの結合は危険

①2014.6閣議決定「日本再興戦略改訂2014」

→医療分野等における番号制度の活用等に関する研究会の検討を経て医療保険のオンライン資格確認の仕組みの早期の導入

☆②2014.11.19「医療等IDに係る法制度整備等に関する三師会声明」☆

→他の分野とリンクしない医療等分野専門の番号＝医療IDが必要。

→機微な情報、病歴、漏洩すると取り返しがつかない。差別につながる。

→悉皆性、唯一無二性を原則とせず、忘れられる権利、病歴の消去、管理番号の変更、複数管理番号の使い分けを担保すべき。

→個人番号を医療の現場で利用するべきではない。医療の情報と個人番号が結びつく危険性が高くなる。企業にとってマーケティング価値の高い情報。

→個人番号カードへの健康保険証機能の取込には反対—患者の病歴と個人番号が、紐づけられる可能性が高くなる。個人番号が医療機関関係者以外の第三者に窺視される可能性を否定できない。

③2014.12.10厚労省 医療分野等における番号制度の活用等に関する研究会「中間とりまとめ」：医療保険オンライン資格確認の早期の導入（マイナンバーの情報連携が稼働後）

④ 2015.6閣議決定「日本再興戦略改訂2015」

→マイナンバー制度のインフラを基盤として医療分野等における番号制度を導入。2017.7以降、医療保険のオンライン資格確認システムを整備、医療機関の窓口で個人番号カードを健康保険証として活用可能にする。

⑤2015.6.30 安倍政権「世界最先端IT国家創造宣言」—2017.7以降、早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備、個人番号カードを健康保険証として利用可能にする。

⑥2015.7日本医師会「医療分野等ID導入に関する検討委員会中間とりまとめ」

⑥2015.12.10厚労省「医療分野等における番号制度の活用等に関する研究会報告書」

⑦2015「国民健康保険法等改正」—社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会が取りまとめ機関として各保険者から情報収集・利用の事務を共同で委託をうける。

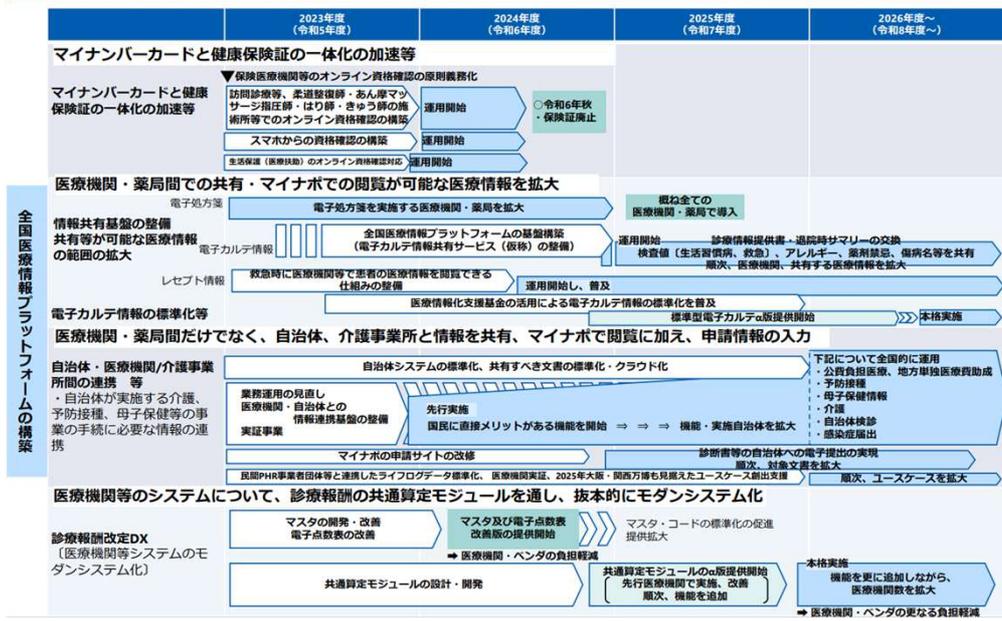
⑧2016.6日本医師会「医療分野等ID導入に関する報告書」

⑨デジタル改革関連6法案、2021.5.14 参議院可決成

⑩2022.6.7「経済財政運営と改革の基本方針2022」 1) 全国医療情報プラットフォームの創設、2) 電子カルテ情報の標準化、3) 診療報酬改定DX

⑪岸田政権2023.6.2 医療DXの推進に関する工程表

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



これからのDX 市民社会、企業、開発者、法曹界との連携

- 利便性一辺倒！？→権力者・大企業を顧客にした商業主義が強い
- 表現・発信力の発展、創造活動、コミュニケーションの援助など人間の発達と自由権の保障の観点
- 充実した教育を受ける、人間らしい労働を実現する、必要な社会サービスを受けられる、公共サービスの質を高める、公共と社会権の保障の観点
- 権力者・強者に監視されない、行動や判断を操作されない、個人の尊重の観点
- 個人情報の保護、プロファイリングの規制などDX発展にともなう新しい権利保障の観点
- 市民の学習の保障、排除されやすい人への配慮を徹底する観点
- 新自由主義改革推進ではなく人の権利保障の観点から、議会・政府に政策を判断をさせる観点

7. 戦争をさせない市民運動 + 生活保障を求める運動

憲法の先見性-平和的生存権への闘い

憲法前文「われらは全世界の国民が、恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」平和的生存権

We recognize that all peoples of the world have the right to live in peace, free from fear and want.

- 平和を求めること／国家に戦争をさせないこと—われわれの権利
- 恐怖—戦争、武力、武力の威嚇、暴力、強権支配、言論抑圧
- 欠乏—所得、消費財、住宅、人間の成長・発達や生きることに必要な社会サービスの欠如
- 軍事大国化・戦争準備 VS 生活保障政策
- 戦争をさせない市民運動と、生活保障政策の要求は一体のもの